

平成 18 年 11 月吉日

兵庫県知事 井戸敏三 殿

社団法人兵庫県精神障害者家族会連合会
会 長 本 條 義 和

精神障害者の福祉施策に関する要望書

日頃、当会の活動、運営にご理解とご支援を賜わり、誠にありがとうございます。

本年 10 月から全面施行になりました「障害者自立支援法」は、障害福祉サービスの一元化など、遅れている精神障害者施策の向上が期待される反面、福祉サービス利用料の応益負担制度の導入および障害程度区分認定ならびに新体系移行など、戦後の障害者福祉施策を大幅に変革させる新制度だけに、疾患と障害を併せ持つ精神障害者への対応が円滑に行われるのか、懸念される問題も内包されております。

当会としましては、県当局の適切なる市町へのご指導、国への応益負担の見直しの要望等により、遅れている精神障害者福祉施策がこれ以上後退せぬよう切望し、次の事項につき要望致しますので、格別のご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

記

1. 市町の障害福祉計画策定に関しては、遅れている精神障害者福祉サービス基盤を向上させるために、関係市町に対し適切な指導を行ってください。
2. 精神障害者の特性から、地域における「憩いの場」や「仲間づくりの場」を提供する小規模作業所の果たす役割は大変重要です。
これらの貴重な機能を持つ小規模作業所においては、短期的な支援策ではなく恒久的な支援策を講じてください。
3. 共同生活援助事業（グループホーム）の報酬算定が月額払いから、日割り計算に変わりますが、利用者が一時的に入院した場合、適切な退院支援を行うことにより 3 ヶ月間は、事業報酬を支払われるようにしてください。
4. 精神科病院における 7 万人の社会的入院を解消する国の方針に基づき、県として退院促進施策を推進すると同時に、退院者の地域での生活、社会復帰が円滑に行われるよう支援基盤の強化を図ってください。
5. 本年 10 月から精神障害者保健福祉手帳に、他障害者と同様に写真貼付が実施されることになりましたが、手帳サービスの内容を身体・知的障害者と同様に、一元化してください。

6. 兵庫県福祉センターの完成の暁には、他の 2 障害と同様に当会も入居させてください。

以上